

融雪用電力 A II

(選択約款)

2023年6月1日実施

融雪用電力 A II

目 次

I 本 則	1
1 適用条件	1
2 選択約款の変更	1
3 契約期間	2
4 供給電気方式および供給電圧	3
5 契約使用期間	3
6 契約使用時間	3
7 契約電力	3
8 料 金	3
9 そ の 他	4
II 実 施 細 目	6
1 契約使用期間	6
2 契約使用時間	6
附 則	7

I 本 則

1 適用条件

- (1) この選択約款は、一般送配電事業者（青森県、岩手県、秋田県、宮城県、山形県、福島県および新潟県を供給区域とする一般送配電事業者に限ります。）または配電事業者（以下、一般送配電事業者とあわせて「当該一般送配電事業者等」といいます。）が定める託送供給等約款およびその他の供給条件等（以下「託送約款等」といいます。）にもとづく接続供給により低圧で電気の供給を受けて、かつ、毎日午後 9 時から翌日の午後 4 時までの時間を限り、融雪のために毎年、一定期間を限り、3 月以上継続して小型機器または動力のいずれかを使用する電熱需要で、この選択約款実施の際現に選択約款の融雪用電力 A II（令和 3 年 4 月 1 日実施）の適用を受けている場合に低圧電気標準約款（以下「標準約款」といいます。）とあわせて適用いたします。
- (2) この選択約款は、次の地域に適用いたします。
青森県、岩手県、秋田県、宮城県、山形県、福島県、新潟県
ただし、電気事業法第 2 条第 1 項第 8 号イに定める離島は除きます。

2 選択約款の変更

- (1) 当社は、次の場合には、民法第 548 条の 4 の規定にもとづき、この選択約款を変更することがあります。この場合には、契約期間満了前であっても、電気料金その他の供給条件は、変更後の選択約款によります。
イ 託送約款等の変更または法令の制定もしくは改廃により、この選択約款を変更する必要がある場合
この場合、当社は、変更後の当該一般送配電事業者等が定める託送供給等約款およびその他の供給条件等または法令をふまえこの選択約款を変更いたします。

なお、この選択約款を変更するまでの間、この選択約款における託送約款等は、変更後の当該一般送配電事業者等が定める託送供給等約款およびその他の供給条件等といたします。

ロ 消費税および地方消費税の税率が変更された場合

この場合、当社は、変更された税率にもとづきこの選択約款を変更いたします。

ハ イおよびロ以外の事由であって、社会情勢の変化等合理的な理由により、この選択約款を変更する必要がある場合

(2) 当社は、この選択約款の変更を行なう場合は、あらかじめお客さまに変更しようとする事項をお知らせし、変更した後、変更した事項等についてお知らせいたします。

この場合、変更とならない事項については、お知らせを省略することがあります。

なお、法令の制定または改廃にともない当然必要とされる形式的な変更その他の需給契約の内容の実質的な変更をとまなわない変更の場合は、あらかじめお客さまに変更しようとする事項の概要についてのみお知らせし、変更した後のお知らせはいたしません。

(3) 当社は、この選択約款の変更を行なう場合は、その内容について書面の交付、電子メールを送信する方法またはインターネット上の当社のウェブサイトに掲載する方法等によりお知らせいたします。

3 契約期間

契約期間は、標準約款 7（需給契約の成立および契約期間）(2)によります。ただし、契約期間満了に先だって、原則として低圧電気供給実施要綱（以下「実施要綱」といいます。）または特定小売供給約款（以下「供給約款」といいます。）に規定する需給契約に変更することはできません。

4 供給電気方式および供給電圧

供給電気方式および供給電圧は、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルト、交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトまたは交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトといたします。

5 契約使用期間

契約使用期間は、毎年、一定期間を限り、3 月以上継続して電気を使用する期間とし、あらかじめ設定していただきます。この場合、設定していただいた期間を、契約上電気を使用できる期間（以下「契約使用期間」といいます。）といたします。

6 契約使用時間

契約使用時間は、次によります。

- (1) 毎日午後 9 時から翌日の午後 4 時までの時間を、契約上電気を使用できる時間（以下「契約使用時間」といいます。）といたします。
- (2) 当社は、供給設備の状況により、(1)の使用開始時刻および使用終了時刻を変更することがあります。ただし、契約使用時間の延長または短縮は行ないません。この場合、変更後の使用開始時刻から使用終了時刻までの時間を契約使用時間といたします。
- (3) 契約使用時間以外の時間は、当該一般送配電事業者等は、適当な装置を用いて電気の供給を原則としてしゃ断いたします。

7 契約電力

契約電力は、標準約款附則 2 (契約容量および契約電力にかかわる特別措置)

- (3)ロ(ロ)により定めます。

8 料 金

料金は、基本料金、電力量料金および標準約款別表 1 (再生可能エネルギー

発電促進賦課金) (3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、標準約款別表 2 (燃料費調整) (1)イによって算定された平均燃料価格が 83,500 円を下回る場合は、標準約款別表 2 (燃料費調整) (1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、標準約款別表 2 (燃料費調整) (1)イによって算定された平均燃料価格が 83,500 円を上回る場合は、標準約款別表 2 (燃料費調整) (1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものとし、標準約款別表 3 (離島ユニバーサルサービス調整) (1)イによって算定された離島平均燃料価格が 79,300 円を下回る場合は、標準約款別表 3 (離島ユニバーサルサービス調整) (1)ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし、標準約款別表 3 (離島ユニバーサルサービス調整) (1)イによって算定された離島平均燃料価格が 79,300 円を上回る場合は、標準約款別表 3 (離島ユニバーサルサービス調整) (1)ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。

なお、契約使用期間以外の期間については、料金を申し受けません。

(1) 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。

契約電力 1キロワット につき	契約使用期間の最初の3月まで	721円60銭
	3月超過	204円60銭

(2) 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

1キロワット時につき	30円49銭
------------	--------

9 その他

- (1) 実施要綱、供給約款または他の選択約款に規定する契約種別と同一の負荷設備を使用することはできません。
- (2) 専用の電路を施設し、直接負荷設備に接続していただきます。

- (3) 動力を使用する需要の場合は、変圧器、発電設備等その他を介して、電灯または小型機器を使用することはできません。
- (4) 当社は、契約された用途、契約使用期間および契約使用時間について、適正に電気を使用されていることを確認いたします。
- (5) 当社は、契約された用途以外の用途による電気の使用または契約使用期間以外の期間の電気の使用もしくは契約使用時間以外の時間の電気の使用を確認した場合には、標準約款 31（違約金）により違約金を申し受けることがあります。

また、この場合、お客さまに契約された用途以外の用途による電気の使用または契約使用期間以外の期間の電気の使用もしくは契約使用時間以外の時間の電気の使用について警告しても改めないときは、標準約款 39（解約等）(1)ニ、ホまたはヘにより需給契約を解約することがあります。

- (6) 標準約款 38（需給開始後の需給契約の廃止または変更にともなう料金および工事費の精算）については、動力契約種別として精算を行なうものいたします。
- (7) その他の事項については、標準約款によるものいたします。

なお、小型機器を使用する需要の場合は電灯契約種別とみなし、動力を使用する需要の場合は動力契約種別とみなします。

- (8) この選択約款の実施上必要な細目的事項については、Ⅱ（実施細目）によるものいたします。

Ⅱ 実 施 細 目

1 契約使用期間

契約使用期間については、あらかじめ申出があった場合に限り、短縮または延長の取扱いをいたします。ただし、継続して使用する期間は、3月を下回らないものといたします。

2 契約使用时间

- (1) 契約使用时间以外の時間に電気の供給をしゃ断しない場合は、原則として電気を使用していないことを確認する装置を取り付けます。
- (2) 契約使用時間を区分し、または契約使用时间以外の時間の電気の供給をしゃ断する装置は、託送約款等の計量器等の取付けに関する事項に準じて取り扱うものといたします。

附 則

1 実施期日

この選択約款は、2023年6月1日から実施いたします。

2 この選択約款の実施にともなう切替措置

この選択約款実施の日を含む料金の算定期間の料金の算定にあたっては、標準約款 21（料金の算定）および標準約款 22（日割計算）に準じて日割計算を行ない、料金を算定いたします。